

# 富里市区長会事業補助金交付要綱

(昭和63年4月1日告示第16号)

改正 平成13年3月19日告示第13号 平成19年3月29日告示第49号  
平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号  
平成28年3月29日告示第56号 平成31年3月13日告示第41号  
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、市内地域行政の合理化及び能率化に努め、市政に対し積極的かつ建設的な協力を図るため、富里市区長会（以下「区長会」という。）が第2条に掲げる事業を行うときに要する経費に対し、予算の範囲において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、各小学校区区長会のコミュニティ活動に対する補助とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助対象となる経費は、学区防犯活動及び学区コミュニティ活動の促進に係る費用（飲食代、謝金及び協賛金を除く。）とする。

2 補助金額は、前項の補助対象経費総額の2分の1の額とし、その補助金の金額が30万円を超えるときは30万円とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付の申請をするときは、規則に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(交付の条件)

第5条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受ける

こと。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第6条 前条の規定により市長の承認を受けようとするときは、規則に定める補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、事業完了の日から30日以内に、規則に定める補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

(交付の請求)

第8条 規則第18条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、規則に定める補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成13年3月19日告示第13号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日告示第49号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日告示第56号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日告示第41号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。